

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第八号
令和四年三月一日発行（抜刷）

論
文

別宮への幣帛奉獻について

塩
川
哲
朗

別宮への幣帛奉獻について

塩 川 哲 朗

□ 要 旨

内宮と外宮にはその正宮である大神宮と度会宮の他に別宮が存在する。『延喜式』では内宮に荒祭宮、伊佐奈伎宮、月読宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雑宮があり、外宮に多賀（高）宮があった。この別宮には正宮と同じく祈年祭・月次祭・神嘗祭で朝廷幣帛が奉納される。『延喜式』の規定及び『延暦儀式帳』の記述に基づくと、朝使が正宮への幣帛と共に別宮の幣帛も伊勢へもたらし、正宮内での祭儀の前に別宮分が分けられ、正宮へは朝使参列の下に奉幣儀がなされ、別宮へは禰宜が参向して奉幣を行っていたと想定される。また、祈年祭・神嘗祭においては別宮だけでなく神宮所管社にも大神宮司の幣帛が禰宜によって班幣された。神宮の神嘗祭は宮中における天皇の新嘗祭と同列に位置付けられていたと考えられる。これらの祭祀はいわば朝廷による祭祀であるが、それと別構造で御饌祭が齎行されていた。月次祭・神嘗祭では別宮にも朝御饌・夕御饌が供進され、これは大神宮司成立以前からの慣例を継承した祭祀であると共に、正宮に准じた扱いが別宮になされていた証左であると考えられる。

□ キーワード

別宮 朝廷幣帛 祈年祭 月次祭 班幣 神嘗祭 朝御饌夕御饌 延喜式 延暦儀式帳

はじめに

古代律令国家において行われた班幣祭祀には祈年祭、月次祭、新嘗祭がある。祈年祭は二月に全官社へ、月次祭は六月と十二月に、新嘗祭は十一月に一部の官社へ幣帛が奉納される。祈年祭は稲などの穀物の豊饒に関わり、月次祭は一年を二分した中間点における祈願、新嘗祭は天皇新嘗祭に付随した班幣と考えられる¹⁾。これら班幣の対象社は全国の官社であるが、『延喜神名式』などから、その中に天皇の皇祖神・天照大神を祀る伊勢神宮及びその別宮も含まれていたことが解る。古代伊勢神宮の恒例祭祀では六・十二月の月次祭、九月の神嘗祭が三節祭として最重要視され、夜半に御饌を供える祭り（御饌祭）とその翌日に幣帛を奉納する祭り（奉幣祭）の二段構成であった。『延喜大神宮式』を見ると、そのうちの奉幣祭において朝廷からの幣帛が奉納されていた。この三節祭に二月の祈年祭を

加えた年四回の祭りでは朝廷からの幣帛奉納がなされていたわけである。

朝廷幣帛の奉納は外宮先祭の慣例に則り、外宮へ幣帛を奉納後、内宮へ幣帛を奉っていたのだが、別宮への奉献はいかなる方法・日程でなされていたのだろうか。大神宮（内宮の正宮）への奉献儀が最も重要であることは言うまでもないが、伊勢神宮は別宮と所管社を含む総体で成り立っており、その中でも正宮に次ぐ存在である別宮の祭祀について検討を加えることには一定の意義があるろう。本稿では、『延喜式』³に基づく朝廷幣帛の奉納規定を確認しつつ、『延暦儀式帳』⁴に見える別宮への幣帛奉献の記述を検討し、古代神宮祭祀の一端を考察してみたい。

一、『延喜式』の規定

『延喜式』から恒例の神宮奉幣に関する規定を確認していく。『延喜式』規定では祈年祭の対象社は三一三二座で、このうち七三七座が神祇官で用意された幣帛の対象神、残りの二三五五座は国司により幣帛が頒布される神々である。神祇官幣の対象神のうち案上の幣帛が奉られる三〇四座は、月次祭と新嘗祭の班幣にも与る神々である。『延喜四時祭式』祈年祭条から神宮関係の条文を確認する。

史料①『延喜四時祭式』祈年祭条

神祇官祭神七百三十七座

奠幣案上神二百四座〔宮中三十座、京中三座、畿内、山城国五十三座、大和国一百二十八座、河内国二十三座、和泉国一座、摂津国二十六座、東海道、伊勢国十四座、伊豆国一座、武蔵国一座、安房国一座、下総国一座、常陸国一座、東山道、近江国五座、北陸道、若狭国一座、山陰道、丹後国一座、山陽道、播磨国三座、安藝国一座、南海道、紀伊国八座、阿波国二座、〕（中略）
大神宮、度会宮各加三馬一疋、〔籠頭料庸布一段、〕（中略）
忌部領幣帛畢、〔大神宮幣帛者、置別案上、差使進之、〕史還座申

頒幣訖、諸司退出、〔月次祭儀准此、〕（以下略）

神祇官幣のうち案下の幣帛の対象は畿内の神々であり、案上の幣帛対象神は畿外の神々も含む。それでも案上幣帛の対象神の多くは畿内神であり、畿外の対象神の中では「伊勢国十四座」は多い数と言える。また、大神宮・度会宮、つまり内宮・外宮の正宮には馬を特別に奉献する規定があった。さらに「大神宮幣帛者、置別案上、差使進之」とあって、他の神社は祝部などが幣帛を取りに神祇官に参集する中、伊勢神宮へは別の案上に置かれた幣帛を持って使が遣わされる特別な措置がとられていた。祈年祭条には「月次祭儀准此」とあって月次祭でも同様の措置がとられたと想定される。事実、『延喜四時祭式』月次祭条には「右、所祭之神並同祈年、其大神宮、度会宮、高御魂神、大宮女神各加三馬一疋、〔但大神宮、度会宮各加籠頭料庸布一段、〕とあって、大神宮・度会宮に馬が奉献されることも祈年祭と同じであった。

この祈年祭・月次祭班幣対象神の「伊勢国十四座」は『延喜神名式』度会郡五十八座のうち「大十四座」と想定される。

史料②『延喜神名式』度会郡条

度会郡五十八座〔大十四座小四十四座〕

大神宮三座〔相殿坐神二座、並大、預月次新嘗等祭、〕 荒祭宮〔大、月次新嘗〕 瀧原宮〔大、月次新嘗、〕 伊佐奈岐宮二座〔伊佐奈弥命一座、並大、月次新嘗、〕 月読宮二座〔荒御魂命一座、並大、月次新嘗、〕 度会宮四座〔相殿坐神三座、並大、月次新嘗、〕 高宮〔大、月次新嘗、〕（以下略）

この十四座は祈年祭・月次祭だけでなく新嘗祭にも与ることが注記されているが、『延喜大神宮式』や『延暦儀式帳』において新嘗祭関係の規定は存在せず、新嘗祭班幣は実際には伊勢神宮に対してなされてはいなかった。

史料③『延喜伊勢大神宮式』大神宮条・大神宮別宮条・度会宮条

大神宮三座〔在度会郡宇治郷五十鈴河上〕

天照大神一座

相殿神二座（中略）

荒祭宮一座〔大神荒魂、去大神宮北二十四丈、〕

内人二人 物忌、父各一人

右二宮、祈年、月次、神嘗、神衣等祭供之、

伊佐奈伎宮二座〔去大神宮北三里、〕

伊弉諾尊一座

伊弉冉尊一座

月読宮二座〔去大神宮北三里、〕

月夜見命一座

荒魂命一座

瀧原宮一座〔大神遥宮、在下伊勢与志摩境山中、去大神宮西九十里、〕

瀧原並宮一座〔大神遥宮、在瀧原宮地内〕

伊雑宮一座〔大神遥宮、在志摩国答志郡、去大神宮南八十三里、〕

右諸別宮、祈年、月次、神嘗等祭供之、就中瀧原並宮、伊雑宮不預月次、

其宮別各内人二人、〔其一人用三八位已上并蔭子孫、〕物忌、父各一人、但

月読宮加御巫内人一人、

度会宮四座〔在度会郡沼木郷山田原、去大神宮西七里、〕

豊受大神一座

相殿神三座

禰宜一人〔従八位官〕大内人四人 物忌六人 父六人 小内人八人

多賀宮一座〔豊受大神荒魂、去三神宮南六十丈、〕

内人二人 物忌、父各一人

右二宮、祈年、月次、神嘗等祭供之、

史料③には大神宮・度会宮とそれぞれの別宮が規定されており、延喜の制では内宮の別宮は荒祭宮・伊佐奈伎宮・月読宮・瀧原宮・瀧原並宮・伊雑宮の六宮八座、外宮の別宮は多賀宮一宮一座であった。右の史料によると、正宮とその諸宮は「祈年、月次、神嘗」に与ると規定されており、伊勢神宮の神々は新嘗祭班幣でなく神嘗祭に与っていたのである。これは、新嘗祭班幣が天皇新嘗祭に付随して諸社に幣帛を頒布するのと同様、大神宮の神嘗祭を基準として諸別宮も神嘗祭の対象となったのである。天皇新嘗祭と神宮神嘗祭の位置付けが類似していたことを看取できる。

さて、史料③で示された正宮と別宮の座数は十六座であり、『延喜四時祭式』祈年祭条及び『延喜神名式』度会郡条より二座多い。この二座の違いは瀧原並宮一座と伊雑宮一座を含むか含まないかであろう。『延喜神名式』度会郡条には瀧原並宮は記されず、伊雑宮は志摩国の式内社「粟嶋坐伊射波神社二座〔並大〕」と想定されるからである。志摩国式内社「粟嶋坐伊射波神社二座〔並大〕」は案上官幣の対象神に含まれておらず、国司の祭る国幣社に分類され、志摩国から座別に糸三両と綿三両が奉献されていたと想定される。つまり、朝廷側の規定においては、伊雑宮は志摩国の祈年祭に与るものであった。

ただし、問題も残る。史料③には「右諸別宮、祈年、月次、神嘗等祭供之、就中瀧原並宮、伊雑宮不預月次」とあり、瀧原並宮と伊雑宮は「月次」に与らないきまりだったが、「祈年」には与るとされているのであり、瀧原並宮が「祈年」に与るのならば『延喜神名式』度会郡条に瀧原並宮一座が記されていなければならず、『延喜四時祭式』祈年祭条は伊勢国十四座でなく十五座となっていなくてはならない。『皇太神宮儀式帳』では並宮専属の内人・物忌は存在せず、瀧原宮の内人・物忌により並宮の奉仕がなされていた。延暦の頃、並宮は瀧原宮に含まれてその祭祀が営まれており、そのために神祇官幣は瀧原宮分のみ用意となっ

ていて、『延喜式』規定もそれを踏襲したのではないか。並宮専属の内人・物忌が置かれたのは「伊佐奈岐・伊佐奈弥神」が宮号を称した貞観九年以後と考えられている。⁶ 文永六年十一月の卜部兼文勅文には「並宮不_レ預_二月次祭_一、不_レ載_二神名帳_一、尊崇之儀、軽重雖_レ異、延喜撰式以後、追令_レ奉_二件官幣_一」⁷とあり、瀧原並宮が月次祭の幣帛の対象ではなく、神名帳（神名式）にも不載であったが、『延喜式』以後に官幣の対象となったことが記されている。この史料を重視するならば、延喜の制では瀧原並宮の官幣は月次祭になかったことは確実で、神名帳不載のため祈年祭幣帛も実際に準備されていなかった可能性が確かめられる。史料③では並宮も祈年祭・神嘗祭に与ると読めるが、朝廷側では並宮は瀧原宮に含まれるものとの認識が継続し、朝廷での祈年祭幣帛は瀧原宮分として用意され、伊勢での祭祀は瀧原宮・並宮に対してなされた、と考えるのが妥当であろう。この点は神嘗祭でも同様であったと想定される。次は『延喜伊勢大神宮式』から実際の幣帛奉獻に関する規定を確認する。

史料④ 『延喜伊勢大神宮式』祈年祭条

凡二月祈年幣帛者、〔幣色目在_二四時祭式_一〕朝使到日、大神宮司引_二使者_一、先参_二度会宮_一、次大神宮、奉_二獻幣帛_一並如_二常儀_一、〔高宮、荒祭宮使自進奉、余宮令_二禰宜等奉_二〕其_二二宮所撰諸社幣帛者_一、座別絹三尺、木綿、麻各二兩二分、大神宮司分充、禰宜檢領就_レ社奉_レ班、

祈年祭の幣帛は『延喜四時祭式』祈年祭条に規定されているが、その幣帛は使により伊勢にもたらされ、度会宮、大神宮の順序で奉獻される。別宮に関しては、いわゆる第一別宮とされる荒祭宮、高宮（多賀宮）は朝使自らが奉り、それ以外の別宮は禰宜が奉るものと規定されている。また、右史料からは別宮だけでなく神宮所管の諸社へも幣帛は奉獻されるとあり、その幣帛は大神宮司により用意され、禰宜が預かって諸社に班幣された。

伊勢神宮の所管社について、『延喜伊勢大神宮式』諸社条には内宮の所管社

二十四座と外宮所管社十六座の計四十の諸社が規定されている。この諸社四十座は「右諸社、並預_二祈年、神嘗祭_一」と規定されて祈年祭・神嘗祭に与るとされた。この四十座のうち三十九座は『延喜神名式』度会郡条の小社と一致し、⁸ 祈年祭の国幣社に分類される。つまり、『延喜四時祭式』の規定に従うと神宮の所管社は伊勢国から祈年祭幣帛が奉獻されなくてはならないが、実際には伊勢神宮の大神宮司の幣帛が禰宜によって奉獻されていたと考えられる。度会郡内社の小社四十四座全てが伊勢神宮の所管社というわけではないが、度会郡の神社の多くが伊勢神宮の所管社として祭祀が営まれ、大神宮司の幣帛に与っており、伊勢神宮の所在郡として特別な配慮がなされていたことは確かである。

史料④から別宮・諸社への二月祈年祭幣帛奉獻規定をまとめると左の通りとなる。

・別宮の幣帛は大神宮・度会宮と同じく使が持参する（正宮と第一別宮は使が幣帛を奉る）。

・諸社の幣帛は大神宮司が用意する。

・別宮・諸社共に禰宜が幣帛を奉る。

二月祈年祭幣帛は朝廷からの幣帛と、伊勢の大神宮司からの幣帛に大別され、正宮と第一別宮は朝使が幣帛を奉り、別宮と諸社は禰宜が幣帛を奉るものとされた。幣帛の出所元から見ると、神宮の二月祈年祭は朝廷（神祇官）と大神宮司（京官）による祭祀と位置付けることが出来る。

ここからは六月月次祭・九月神嘗祭について見ていく。

『延喜伊勢大神宮式』月次祭条には別宮への幣帛奉獻規定は見えないが、度会宮の祭料に関する規定に「雑贄八荷、雑供料米十五石、塩一石四斗、鉄一廷、〔其所撰神宮祭者、亦用_二同物_一〕」とあり、「所撰神宮」とあるため別宮の祭祀にも関わる規定であろう。度会宮に用いられる雑贄以下の祭料は別宮にも同品・数が用いられるということである。これは神祇官など朝廷からの幣帛ではなく、伊勢

で準備される祭料であり、大神宮司の管轄下で用意されるものと想定される。つまり、伊勢側で営まれる月次祭の祭料規定ということである。度会宮では、この祭料は月次祭の奉幣祭に用いられたと考えられる。

『延喜伊勢大神宮式』大神宮神嘗祭条には「九月神嘗祭（但朝廷幣数在_三内蔵式_二）」とあり、神嘗祭で奉られる朝廷幣帛は内蔵寮式に規定された。『延喜内蔵寮式』大神宮祭条には大神宮と度会宮それぞれの幣帛が柳筥に納められて大極殿に安置されることが記されている。神宮神嘗祭への朝廷幣帛は天皇出御のもと大極殿で発遣され、臨時奉幣も同様であったと考えられる。『延喜祝詞式』九月神嘗祭を見ると、「皇御孫」（天皇）の「御命」を中臣が大神の大前に申す、という形式で祝詞が奏上されており、朝使の中臣は天皇と天照大神を仲介する「みこともち」として発遣されていた。⁹この祝詞の形式は祈年祭・月次祭には見られず、神嘗祭奉幣（例幣）が天皇の幣帛を奉納する儀礼であることを物語っている。そのため神嘗祭幣帛は内蔵寮で準備されるのであり、祈年祭・月次祭幣帛が神祇官で準備されることと対比的である。これは国家祭祀（祈年祭・月次祭班幣）と天皇関係の祭祀（神嘗祭例幣）の相違に基づくと考えられる。

史料⑤『延喜四時祭式下』伊勢神嘗祭条

九月祭

伊勢大神宮神嘗祭

幣帛二筥、〔内蔵寮供設、〕絶三疋、糸八絢、倭文一端一丈、席二枚、鞍二具、馬四疋、籠頭料布一端一丈四尺、

右、当月十一日平旦、天皇臨_二大極殿_一奉_レ幣、〔事見_二儀式_一〕（以下略）

右史料のうち「幣帛二筥」が『延喜内蔵寮式』に記された大神宮・度会宮への幣帛に相当する。『延喜伊勢大神宮式』大神宮神嘗祭条及び『延喜内蔵寮式』大神宮祭条には別宮と明記された規定はないが、史料⑤に明記された祭料に別宮分の幣帛が含まれていると想定される。『止由気宮儀式帳』九月例の度会宮への幣

帛奉献の記述に「此大内人等持参人。勅朝廷奉進幣帛一筥。絹一疋。糸一絢¹⁰」とあり、『皇大神宮儀式帳』九月例の月読宮・瀧原宮・伊雑宮の神嘗祭に「朝廷幣帛糸一絢」が見える（延暦の時点で伊佐奈伎宮はない）。この「朝廷幣帛」として度会宮と内宮の別宮に奉献された「糸一絢」が史料⑤の「糸八絢」のうちに相当するのだろう。『皇大神宮儀式帳』及び『止由気宮儀式帳』には大神宮・荒祭宮・高宮に「糸一絢」が奉献された記述はないが、度会宮と内宮の三別宮に「糸一絢」が奉られている点からして、史料⑤の「糸八絢」は大神宮、荒祭宮、伊佐奈伎宮、月読宮、瀧原宮・並宮、伊雑宮、度会宮、高宮の八所に対し一絢ずつ奉献されたと想定してよいだろう。

また、史料⑤のうち「馬四疋」は『皇大神宮年中行事』九月十七日条に神馬三匹を大神宮・荒祭・月読とする「伝言」が記載されており、大神宮・度会宮・荒祭宮・月読宮に一疋ずつ奉られたものと想定される。神嘗祭で月読宮に馬が奉献される由縁は、『続日本紀』宝龜三年八月甲寅条に記されている。同条にはこの日に異常風雨があり、トで伊勢月読神の祟りとされた。そのため、毎年九月、荒祭神に准じて馬を奉ったと記される。¹²この記事から、宝龜三年以前から荒祭宮には神嘗祭で馬が奉献されることが慣例となっていたことが解り、本来は神嘗祭で大神宮・度会宮・荒祭宮に馬を奉っていたのが、災害を神の祟りと認識してそれを鎮めるために月読宮へも特別に馬を奉献するようになったことが解る。これ以後『延暦儀式帳』・『延喜式』でもその新たな慣例が踏襲されており、幣帛奉献の開始は災害を契機とし、それが慣例化されて祭祀規定が成立したことを物語る。

なお、史料⑤の「鞍二具」は『皇大神宮儀式帳』九月例で大神宮の東宝殿に「御馬鞍具」が奉納され、『止由気宮儀式帳』九月例で度会宮の西宝殿に「御馬鞍調度」が奉られており、大神宮・度会宮への奉献品であった。¹³以上史料⑤に見える幣帛は内蔵寮用意の柳筥と共に大極殿に安置され、王・中臣・忌部らと共に神宮まで運ばれたと考えてよいだろう。¹⁴

さて、伊勢神宮の月次祭・神嘗祭は大きく御饌祭と奉幣祭に区分されるが、朝廷からの幣帛が奉獻されるのは奉幣祭である。奉幣祭は大神宮司の祝詞奏上があり、大神宮司を介在する祭料が用いられるなど、大神宮司により営まれる祭祀であり、『延喜式』の制ではその祭りに朝廷からの幣帛奉獻が連動して形成されていた。いわば朝廷側の祭祀と言える。それに対して、御饌祭で供えられる御饌・神酒などの神饌は祭料として『延喜伊勢大神宮式』には規定されていない¹⁵。それは御饌祭が朝廷において重視されていなかったわけではなく、『延喜伊勢大神宮式』はあくまで朝廷側の施行細則であり、伊勢在住の奉仕者集団などにより調達される祭料を記述する必要はなかったからである。そのように考えると、史料③で大神宮以下が与る「祈年、月次、神嘗」とは、大神宮司の関与する祭祀と朝廷幣帛を奉獻する祭祀、つまり奉幣の祭りに与る点に比重が置かれた規定だと考えられるのではないだろうか。

二、『延暦儀式帳』に見る別宮祭祀

1、祈年祭

〈内宮〉

第二節からは『延暦儀式帳』に基づき、延暦の時点における神宮祭祀の様相を確認していく。

史料⑥『皇太神宮儀式帳』二月例

即罷出〔弔〕荒祭宮版位就レ坐。四段拝奉。短手二段拍畢。即使并太神宮司。外直会殿就レ坐。即禰宜内人。荒祭宮参入供奉行事。宇治大内人。太玉串四枝捧持〔弔〕。先其宮物忌父。御鑑持前立。次其宮内人立。次宇治大内人立。次禰宜立。次二人大内人并諸内人等立。即正殿幣帛奉入畢。即罷出〔弔〕。使并宮司直会給。手二段拍。物給畢〔弔〕後手一段拍〔弔〕罷出御厨〔仁〕。

『皇太神宮儀式帳』二月例から神宮における祈年祭を見ると、大神宮への祭儀の後、「荒祭宮版位」にて奉拝し、朝使と大神宮司は直会殿に移動するが、禰宜・内人らは荒祭宮へ参入して幣帛を正殿に奉っていた。「荒祭宮版位」は、荒木田経雅が言うように荒祭宮の拝所であり、朝使と大神宮司はそこで拝礼するのみで、実際の荒祭宮官幣奉納儀は禰宜以下伊勢の奉仕者のみで行われていた。先に触れた史料④では、荒祭宮には朝使が自ら奉るよう記されているため、延喜の制では朝使も荒祭宮に参入して奉納儀に関わっていたようにも読み取れる。しかし、中世の『皇太神宮年中行事』二月九日条においても、使は荒祭宮遥拝所での拝礼の後に直会の場へ移動しているため、『延喜伊勢大神宮式』に「荒祭宮使自進奉」とあっても、実際には、使は拝礼までに留まり、官幣奉納は禰宜以下奉仕者に任されていたと想定される。そもそも、大神宮への祈年祭幣帛も、『皇太神宮儀式帳』二月例に「次太神宮司。次幣帛捧持内人等立。次御馬飼内人御馬曳立。次駅使。次内人等立。」とあって、実際の幣帛は伊勢の奉仕者である内人が持つて第二重に参入しており、幣帛の奉納そのものは在地奉仕者が行うものであったと考えられる。

さて、『皇太神宮儀式帳』二月例には荒祭宮以外の別宮の幣帛については全く言及されていない。中世の『皇太神宮年中行事』二月九日条では、玉串行事の前に「三色物忌父等案際、進寄^テ官幣^ヲ拝見^シ、諸別宮分任^ニ書付^ニ分進。」とする記述があり、物忌父によって官幣から別宮分が分けられていた。『皇太神宮儀式帳』二月例には記述がないが、延暦の当時、月読宮への官幣がなかったとは考えられず、大神宮への儀礼の前に、別宮分（荒祭宮、月読宮、瀧原宮）を別に取り分けていたものと想定して良いだろう。

史料⑦『皇太神宮儀式帳』二月例

所管神社二十五所并神田祭料絹一匹一丈五尺。木綿八斤。麻八斤。新菜漬料塩五斗。〔已上所^ニ宛太神宮司。〕（中略）

以二十三日。太神宮廻神百二十四前祭始。所管処々宮并社神奉行事。(具所_レ宛_二神税_一太神宮司。)

右史料から、延暦の頃も延喜の制と同じく、神宮の所管社₍₂₀₎へ二月の祭祀(祈年祭)が執り行われ、その祭料は大神宮司が用意していたことが解る。延暦の頃の幣帛は右史料のうち「絹一匹一丈五尺。木綿八斤。麻八斤」から出されており、史料④『延喜伊勢大神宮式』祈年祭条に見える大神宮司の幣帛と品目を同じくする。史料⑦では二月十三日に「所管処々宮并社神奉行事」とあり、延暦の頃は大神宮と荒祭宮への祈年祭は十二日なので、その翌日以降に他の別宮と所管社への幣帛奉納がなされるものだったのであろう。

〈外宮〉

史料⑧『止由気宮儀式帳』二月例

即罷出向_二高宮_一。四段拝奉。短手二段拍畢。即使并太神宮司。外直会殿就_レ坐。即給_二直会_一。短手二段拍。畢時。後手一段拍罷出。即内宮参入。

『皇太神宮儀式帳』とは異なり、『止由気宮儀式帳』には高宮への官幣奉納は記述されていない。しかし延暦の時に高宮が官社でなかったとは考えにくく、実際に高宮への拝礼は行われており、高宮への奉納儀の記述は省略されていたのである₍₂₁₎。高宮拝礼後に使・大神宮司は直会の場に移動しているため、内宮での荒祭宮への幣帛奉納と同じく、使・大神宮司は拝礼までで、実際の奉納儀があったとしても、それは禰宜以下のみでの執行であったと推測して良いだろう。

史料⑨『止由気宮儀式帳』二月例

月内取_二吉日_一。所管諸社十六処。并宮廻神二百余前。御井二所神・御田神・所所小社九処神(乎)。春年祈祭供奉。至_二于_一二月上旬_一。禰宜・内人等勸授供。供奉用物四種。

絹五丈一尺。木綿四斤。麻十斤。鉄一延。

別宮への幣帛奉納について(塩川)

外宮においても、延暦の頃から所管社への二月祭祀(祈年祭)が行われていた。幣帛の品目も内宮と同じく史料④『延喜伊勢大神宮式』祈年祭条とほぼ一致₍₂₂₎し、大神宮司支給の祭料であったと考えられる。ただし、内宮所管社は大神宮祈年祭の翌日十三日であったのに対し、外宮では二月の吉日であった。さらに史料⑨には「至_二于_一二月上旬_一。禰宜内人等勸授供」とあるため、外宮所管社への祭祀は二月上旬(十日頃)までに行われ、朝使参入の度会宮祈年祭より前に終えていたと考えられる。大神宮司による度会宮所管社への祭祀は、朝廷祈年祭とは異なる日程で執り行われていたことになる。

以上から、二月の伊勢神宮では、神祇官で班幣儀礼が行われる朝廷祈年祭で伊勢へ発遣された朝使参向のもとに行われる大神宮・度会宮祈年祭があり、荒祭宮への幣帛奉納は同日になされ、内宮の他の別宮は翌日以降に奉納されていた。また、大神宮司が用意した幣帛が所管社などに奉納されていたが、祭祀の日程は内宮と外宮で異なっていた。これらは朝廷側の財源で執行される祈年祭と位置付けられ、それとは別構造で神宮神田の耕作開始行事が二月最初の子日に行われている₍₂₃₎。神田の耕作開始行事は神嘗祭・月次祭の御饌供進につながる儀礼であり、大神宮司の関与は限定的で、大神宮司成立以前からの農耕儀礼を継承したものと考えられる。

2、月次祭

〈内宮〉

『皇太神宮儀式帳』の六月例の大神宮月次祭儀の記述に官幣奉納の次第は記されておらず、延暦の時は朝廷月次祭と伊勢神宮の月次祭は別構造で肅行されており、それは国家祭祀である月次祭班幣と伊勢独自の祭祀である月次祭の性質の違いに起因する₍₂₄₎と考えられる。神宮の月次祭は夜半に御饌が供進され、神祇官での月次祭班幣ではなく天皇の行う神今食と対応する祭祀であり₍₂₅₎、月次祭官幣が神宮

月次祭の奉幣祭に組み込まれるようになったのは、祭主成立後で、『弘仁式』以後と想定されている。²⁶⁾

六月月次祭における別宮への祭祀を『皇太神宮儀式帳』六月例から確認すると、まず、荒祭宮への御饌供進が大神宮への御饌祭と同夜になされている。『皇太神宮儀式帳』六月例には「又荒祭宮。并瀧祭。合二所御食〔波〕。其当宮物忌。内人等。此太神宮之如二御食。同日夜。具令二備持。此禰宜。内人四人引率参入。祭供奉拜奉。行事太神宮同。」とあり、荒祭宮・瀧祭神社の御饌が大神宮への御饌と同じように供進され、荒祭宮の御饌は荒祭宮の物忌・内人が用意し、禰宜が内人を率いて祭祀を行っていたことが解る。当時禰宜は一人しかいなかったが、禰宜は大神宮だけでなく、別宮・諸社の祭祀も筆頭として行う存在だった。

荒祭宮への月次祭官幣奉納がどのように行われていたのかは記述がなく不明であるが、『皇太神宮儀式帳』六月例末尾には「供二奉月次幣帛」使参入〔弓〕幣帛供進時行事。具如二二月月次幣帛供進時行事同。」とあり、月次祭官幣奉納は朝使参向の折に執行され、二月祈年祭と同じく大神宮への祭儀後に荒祭宮へ拝礼の後、禰宜以下により幣帛が奉納されたと考えて良いだろう。

史料⑩『皇太神宮儀式帳』六月例（荒祭宮・瀧祭神社）

以二同日（十八日※筆者注）。荒祭宮〔仁〕祭供奉。禰宜。内人。并物忌父妻子。皆悉参集仕奉行事。

向二正殿。四段拜奉〔弓〕。短手拍。又再拜奉畢。先其宮内人等舞仕奉。次物忌父舞。次禰宜舞。次大内人舞。次諸内人。物忌父等。人別次々舞畢。即後手拍二段一罷出。

以二十九日巳時。瀧祭直会行事。

右祭。荒祭宮直会与同。但不レ仕奉舞。

史料⑩は荒祭宮の祭り・瀧祭神社の直会行事であり、禰宜以下が参集して、拝礼の後に奉仕者による舞がなされている。御饌は大神宮と同日夜に既に供進済み

であり、荒祭宮・瀧祭神社の直会儀礼は大神宮月次祭の翌日と翌々日に行われる日程であった。大神宮と荒祭宮への儀礼は基本的にセットでなされるが、三節祭の直会のみ後日になされた。『皇太神宮儀式帳』九月例では「以二同夜。瀧祭行事。右祭。大神宮御饌祭同。直会人別給畢。」とあり、神嘗祭でも瀧祭の御饌は大神宮と同夜に同方式でなされ（荒祭宮も同様と想定）、かつ直会もなされたことが解る。大神宮での直会は、十六日夜からの御饌供進の後と、十七日の奉幣祭の後の二回なされているが、荒祭宮でも十六日夜の御饌祭の後に一度直会がなされ、もう一つの奉幣祭後の直会は、大神宮三節祭の翌日に設定されたのだろう。

史料⑪『皇太神宮儀式帳』六月例（月読宮）

以二同日（十九日※筆者注）未時。月読宮祭行事。

四神殿。西方二神殿在之中。（一殿坐伊佐奈岐尊靈。一殿坐伊佐奈美尊靈。）東方二神殿在之中。（一殿坐月読神。一殿坐同神荒魂。）此先西宮拜奉畢。即退東方宮向。禰宜告刀申。申畢朝廷幣帛。并御馬等〔波〕。即其宮内人〔爾〕預供奉。但御鎰〔波〕。同内人持治。亦朝御饌夕御饌。并直会人賜。即舞仕奉事〔波〕。荒祭宮〔乃〕行事与同。

月読宮の月次祭は十九日に行われ、禰宜の祝詞、朝廷幣帛・御馬の奉獻儀礼が見える。この朝廷幣帛・御馬は官幣と考えられるが、馬を月読宮月次祭に奉る規定は『延喜四時祭式』にはなく、『続日本紀』宝龜三年八月甲寅条（毎年九月、月読神に馬を奉る）に准じて月次祭でも特別に馬を奉獻していたのだろう。大神宮・荒祭宮への月次官幣奉納は記されていないが、月読宮へは十九日の未時（午後一〜三時）に祝詞が奏上されて官幣が奉納される記述があった。延暦の頃、十九日までには朝使が参向していたことだろうか。また、『延喜祝詞式』月次祭（大神宮祝詞）には「荒祭宮月読宮^{本毛}、如^レ是^入申進^{止宣}、（神主部亦称唯、）とあり、荒祭宮・月読宮など別宮に官幣を奉納する時には、大神宮司が大神宮へ奏上した祝詞と同型のものが禰宜により奏上されていたと考えられる。これは延

喜の制ではあるが、史料①に見える禰宜の「告刀」も同様に考えて問題はない。

史料①には月読宮の御饌供進と直会儀礼は荒祭宮と同じとあり、荒祭宮の御饌供進は大神宮の如く行うものであったから、月読宮の御饌も大神宮への御饌祭と同様の方法でなされていたと言える。つまり月読宮の物忌・内人により朝・夕の御饌が用意され、禰宜を筆頭に供進がなされたものと想定される。²⁷⁾

史料②『皇太神宮儀式帳』六月例（瀧原宮・伊雑宮）
以三十三日。瀧原宮祭供奉行事。

右宮祭〔波〕。朝御饌夕御饌。并朝廷幣帛供奉。告刀申。申畢即直会被_レ給。舞仕奉。月読宮行事と同。

以三十五日、伊雑宮祭供奉行事。

右宮祭〔波〕。朝御饌夕御饌。并朝廷幣帛供奉。告刀申。申畢直会舞等。瀧原宮行事と同。

亦佐美長神社一処。御前四社。此三節祭使附。宛_レ奉從_二太神宮_一供奉調度合十種。但御饌稻〔波〕。伊雑宮〔乃〕。稻二十束下宛奉。

右神祭〔波〕。一事以上。伊雑宮祭と同供奉。

史料②から、瀧原宮・伊雑宮へも月読宮への月次祭儀と同様の儀礼がなされたことが解る。瀧原宮条にある「朝廷幣帛」が神祇官で用意された月次祭官幣であることは『延喜四時祭式』などと矛盾しないが、伊雑宮条にも「朝廷幣帛」が記されている点は矛盾する。『延喜四時祭式』祈年祭条に志摩国への案上官幣は存在せず、『延喜神名式』にも志摩国で月次祭に与る神社は記されていない。この点に関し、この伊雑宮への「朝廷幣帛」は『皇太神宮儀式帳』に後世の人が追記したとする理解や、²⁸⁾ 神宮側と朝廷側の立場の違いと理解する見解もある。²⁹⁾

しかし、史料②『皇太神宮儀式帳』六月例における月読宮・瀧原宮・伊雑宮の記事は末尾に「〓宮と同じ」などとして前条の別宮祭祀と同じである旨が記されており、かつ瀧原宮条と伊雑宮条はその文章をほぼ同じにしており、瀧原宮では

「即直会被_レ給。舞仕奉。月読宮行事と同。」が伊雑宮では「直会舞等。瀧原宮行事と同。」となっている点のみが違っているだけで、この記事の文章そのものには後世の追記・改竄を疑わせる不審な点はない。また、伊雑宮条の後に佐美長神社の祭りを伊雑宮と同じとする記述があり、伊雑宮月次祭条の文章全体が後世の追記とは考えにくい。「朝廷幣帛」の文言は不審だが、伊雑宮へも禰宜が参向し、御饌供進がなされ、六月月次祭が他の別宮と同じように齋行されていたことを否定する根拠はない。

ここで、史料③『延喜伊勢大神宮式』で大神宮以下が与る「祈年、月次、神嘗」とは、大神宮司の関与する祭祀と朝廷幣帛を奉献する祭祀、つまり奉幣の祭りに与る点に比重が置かれた規定だとする推測が意味をもつ。伊雑宮は史料③では「月次」に与らないが、その「月次」を朝廷からの奉幣と考えるならば、少なくとも伊雑宮で御饌供進を含む神宮独自の月次祭が齋行されていたことは矛盾しない。史料②伊雑宮の「朝廷幣帛」は確かに不審であるが、伊雑宮の月次祭そのものが延暦の頃齋行されていたことは否定する必要はなく、式の「月次に与らず」は、あくまで朝廷からの幣帛に与らないと解するべきであろう。³⁰⁾

〈外宮〉

さて、『止由気宮儀式帳』六月例の月次祭条における度会宮御饌供進の次第には、高宮への御饌供進は記されておらず、外宮では内宮と異なり、度会宮と第一別宮の御饌祭は同夜に行われていたかは確認できない。ただし、『止由気宮儀式帳』高宮物忌職掌条には「朝御饌・夕御饌〔乎〕毎月六度供奉。〔高宮。〕又三節祭湯貴〔乃〕御饌〔毛〕如_二上件_一供奉。」とあり、高宮三節祭で御饌供進があったことは確認できる。なお、『止由気宮儀式帳』でも六月月次祭の祭儀次第に月次祭官幣の奉納儀は組み込まれていない。

史料⑬『止由氣宮儀式帳』六月例

以_二二十七日_一。高宮祭供奉。告刀申物忌父。又禰宜・内人等妻子。皆悉参集拜奉。然即大直会被_レ給。(以下略)

内宮と同じく、月次祭の翌日に第一別宮への祭りがなされ、禰宜以下が参集し、直会儀礼が営まれている。荒祭宮と異なる点は、高宮では物忌父(高宮の物忌の父)が祝詞を奏上していることである。なお、『延暦儀式帳』における両宮三節祭の御饌供進の際に祝詞奏上はなかった。「告刀」は官幣や赤引御調糸などを昼に奉幣する際に奏上されており、史料⑭で内宮の別宮でも「告刀」が記されたのは「朝廷幣帛」奉納があつたためであろう。そのように考えると、六月十七日高宮の祭りでは何らかの幣帛が奉納されていてもおかしくはない。もしくは、高宮の物忌父が祝詞を奏上している点からして、他の宮の例とは異なる高宮への独自の祝詞が奏上されたのであろうか。『止由氣宮儀式帳』月記では高宮への三節祭御饌供進も記されておらず、また高宮へは三節祭御饌とは別に毎月六度の御饌供進があり(高宮物忌職掌条)、度会宮と高宮の祭祀は別構造でなされていた可能性がある。この点、大神宮と荒祭宮の関係性とは若干異なる点が看取される。

3、神嘗祭

〈内宮〉

『皇太神宮儀式帳』九月例から、荒祭宮の神嘗祭御饌は大神宮と同夜になされ、奉幣祭での幣帛奉納も、大神宮への奉幣の後、禰宜・内人が荒祭宮へ向かい、正殿を開いて「朝廷幣帛。并神衣絹一匹進上畢。」と記された。この荒祭宮への官幣奉納儀は二月祈年祭儀と同じであるが、大神宮に関しては九月神嘗祭のみ中臣の祝詞が奏上され、正殿内への幣帛奉納が明記されている。大神宮において天皇出御のもと発遣された内蔵寮幣の重みが理解される。

史料⑭『皇太神宮儀式帳』九月例

以_二同日(十八日※筆者注)午時_一。荒祭宮祭供奉行事。

右如_二六月祭行事_一供奉。

以_二二十九日巳時_一。瀧祭行事。

右如_二六月祭行事_一供奉。

以_二同日_一。月読宮祭供奉行事。

右如_二荒祭宮_一供奉。但神御衣絹一疋。又朝廷幣帛御馬一疋。又糸一絢。供奉如_レ件。

(中略)

以_二二十三日_一。瀧原宮祭行事。

右如_二六月祭_一供奉。但神御衣絹一疋。朝廷幣帛糸一絢。並供奉如_レ件。

以_二二十五日_一。伊雑宮祭行事。

右如_二六月祭_一供奉。但神御衣絹一疋。朝廷幣帛糸一絢。並供奉如_レ件。

別宮への神嘗祭は月次祭と同型の祭祀であつたことが解る。月次祭と異なる点は「神御衣絹一疋。朝廷幣帛糸一絢」が月読宮以下に記されている点である。「神御衣絹一疋」は同じ九月例冒頭部に「管四処神宮調荷前絹四疋。〔荒祭宮一疋。月読宮一疋。瀧原宮一疋。伊雑宮一疋。〕とあり、大神宮司を介して調製された調の荷前である。「朝廷幣帛糸一絢」は『延喜四時祭式下』伊勢大神宮神嘗祭条にある「糸八絢」に該当する。延暦のころは大神宮、荒祭宮、月読宮、瀧原宮・並宮、伊雑宮、度会宮、高宮の七所に各糸一絢と想定される。これらは座毎ではなく宮毎に奉獻されるものであつたと見られる。なお、月読宮神嘗祭のみ特別に馬が奉られていた実例を右史料から確認できる。

また、ここで伊雑宮神嘗祭も他の別宮と同じく「如_二六月祭_一」としており、伊雑宮で月次祭が斎行されていたことはここからも傍証される。朝廷側の祈年祭・月次祭班幣と、御饌供進を伴う伊勢神宮の三節祭とは本来別々の祭祀であつたことが本義であろう。

史料⑮ 『皇太神宮儀式帳』 九月例

以二十七日。班管神社二十四処。料絹一匹一丈五尺。〔社別三尺。〕木綿。麻如二六月祭一。

右神社供奉。禰宜自親率二祝部一。即社別巡供奉。

史料⑮は所管の二十四社への神嘗祭班幣であり、二月と同じく大神宮司幣によるものと想定され、大神宮司用意の幣帛を禰宜が各社の祝部を率いて供進したのだろう。なお、右史料に「如二六月祭一」とあるが、六月条に所管社への班幣の記述はない。荒木田経雅は「六月」を「二月」の間違いとしており、³²経雅の指摘に従えば矛盾はなくなる。『延喜伊勢大神宮式』においても所管社は祈年・神嘗に与るのみで月次祭には与らない規定であり、誤写であるかどうかの判断は保留するとしても、実際に大神宮司幣による六月の所管社への班幣はなされていないことが間違いないだろう。

また、所管社への神嘗祭班幣に伊勢の奉仕者による御饌供進は存在しない。この点から、『延喜伊勢大神宮式』諸社条の「右諸社、並預二祈年、神嘗祭一」の祈年祭・神嘗祭は大神宮司幣による祭祀としての規定であつたことが解る。

〈外宮〉

『止由気宮儀式帳』九月例冒頭部には高宮への幣帛として「高宮御衣料絹一疋」、所管社への幣帛として「所管諸神社幣帛料絹五丈一尺。」「木綿四斤〔大〕。麻十斤〔大〕。」が記されている。高宮への御饌供進は月次祭と同様に明記されていないが、神嘗祭の十六日奉幣祭の次第には「如是罷出〔氏〕。高宮四段拝奉〔氏〕。短手二段拍一段拝奉。〔但内親王不レ向二高宮一。〕」として度会宮への奉幣儀の後に高宮へ拝礼することが明記されている。度会宮への祭儀の後に高宮へ拝礼することとは二月祈年祭と同じであるが、高宮へ奉幣の記述がないことも同じである。

別宮への幣帛奉獻について（塩川）

史料⑯ 『止由気宮儀式帳』 九月例

以二十七日。高宮祭供奉。告刀申物忌父。然禰宜・内人等妻子皆悉参集拝仕奉。然即直会被レ給。〔以下略〕

月内取二吉日一。所管神社及宮廻神・御田神・処処枝神祭供奉。禰宜・内人等巡勤共供奉。〔但諸社。祝告刀申、宮廻神・御田神・処処枝神。御巫内人告刀申。〕

用物三種。絹五丈一尺。木綿四斤。麻十斤。

高宮へは度会宮神嘗祭の翌日十七日に祭りがなされ、高宮の物忌父が「告刀」を奏上し、直会儀礼が執り行われることは月次祭と同じである。延暦の時、高宮へも度会宮や内宮別宮と同じく、朝廷幣帛（糸一絢）が奉納されていた蓋然性は高く、また、『止由気宮儀式帳』九月例に記された「高宮御衣料絹一疋」は延暦の時の記述であるから確実に奉納されていたはずである。しかしその具体的な記述はなく、当然のことであるからその記述を省いたのだろうか。

また、外宮でも所管社十六社への神嘗祭班幣がなされる。³³九月例冒頭に記された「所管諸神社幣帛料絹五丈一尺。」「木綿四斤〔大〕。麻十斤〔大〕。」が用いられたと想定される。これは二月の祭料から鉄を除いた品目・数量であり、内宮と同じく大神宮司幣であり、二月と同型の班幣祭祀である。内宮と同じく二月・九月に行われて六月は行われない。祈年祭・神嘗祭に合わせた大神宮司幣による班幣と位置付けられるが、内宮が祭日を固定しているのに対し、外宮は月内の吉日に斎行するという違いがあつた。

おわりに

本稿では別宮への幣帛奉獻を中心に、所管社への班幣も含めて検討を行ってきたが、その要点をまとめて終わりとしたい。

別宮に朝廷からの幣帛が奉獻される祭祀には祈年祭、月次祭、神嘗祭があった。祈年祭・月次祭では他の案上官幣と同様の幣帛が奉獻された。その神祇官幣は別案に安置され、使が發遣されて伊勢にもたらされた。中世の事例を勘案すると、度会宮と大神宮それぞれの玉串行事の前に別宮分が取り分けられたと推察される。度会宮・大神宮へは朝使の参向と共に奉幣がなされ、別宮へは禰宜が参向し奉幣を行った。

神嘗祭では大神宮・度会宮へは内蔵寮用意の幣帛が大極殿で天皇出御の下に發遣されるが、別宮への神嘗祭幣帛も神祇官が準備して大極殿に安置され、大神宮・度会宮幣帛と共に伊勢へともたらされた。

祈年祭と神嘗祭では別宮だけでなく所管社に対しても班幣がなされ、大神宮司幣を禰宜が班幣していた。他郡であれば伊勢国司の幣帛に与るものだが、度会郡の神宮所管社への祭祀は大神宮司が管轄し、祈年祭班幣も大神宮司の下で齋行されていた。本来新嘗祭班幣に与らない度会郡の神宮所管社が神嘗祭で大神宮司の幣帛に与っていたことは、神嘗祭は伊勢における宮中新嘗祭のような位置付けがなされており、大神宮と度会宮の神嘗祭に付随して班幣が所管社になされたのであろう。

以上は神祇官班幣と例幣、大神宮司幣による祭祀であり、朝廷からの祭祀と大きく区分けでき、伊勢奉仕者による自給的な御饌祭とは構造を異にする。御饌供進は大神宮・度会宮だけでなく別宮においても三節祭でなされており、『延喜伊勢大神宮式』では月次祭に与らないとされた伊雑宮にも『皇太神宮儀式帳』では朝御饌・夕御饌が供進されると記述された。これらは班幣・奉幣など令制の朝廷祭祀成立以前からの慣例であって、大神宮への三節祭に准じて同様の祭祀が別宮にも設定されたと考えられる。

『延喜式』や『延暦儀式帳』に見える神宮祭祀は、神宮独自の三節祭に大神宮司幣の頒布・奉獻、朝廷幣帛の奉獻が重なり合って形成されたと考えられる。『延

喜伊勢大神宮式』の祈年祭・月次祭・神嘗祭は、基本的に大神宮司及び朝廷の祭祀としての規定であろう。神宮祭祀（三節祭）の基層には御饌供進の祭祀があり、令制形成期以後に順次朝廷用意の幣帛を奉納する奉幣祭が整備されていったのだろう。

本稿では別宮への幣帛奉獻について検討したが、別宮の存在意義や、神宮及び度会郡における所管社の位置付けについては言及することが出来なかった。これらについては今後の課題としたい。

注

- (1) 拙稿「月次祭・新嘗祭班幣の構造」『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館、平成三十年十二月、拙稿「祈年祭」・木村大樹「月次祭・神今食」・同「新嘗祭」『事典古代の祭祀と年中行事』吉川弘文館、平成三十一年二月。
- (2) 大神宮の三節祭については拙稿「古代伊勢神宮祭祀の基本構造」（註一前掲書所収）において検討した。
- (3) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式』集英社、平成十二年五月・平成十九年六月・平成二十九年十二月。
- (4) 佐野真人校訂『皇太神宮儀式帳』校訂試案・『止由気宮儀式帳』校訂試案『皇學館大学研究開発推進センター紀要』第二号・第三号、平成二十八年三月・平成二十九年三月。
- (5) 御巫清直「廿七年伊雑宮造奉」（太神宮本記歸正鈔）卷第五『神宮神事考証』前篇、臨川書店、昭和四十五年十二月、所功「粟嶋坐伊射波神社二座」式内社研究会編『式内社調査報告』第七卷東海道二、皇學館大學出版部、昭和五十二年三月、岡田登「伊雑宮」『磯部町史』下巻、平成九年九月、岡野友彦「志摩国」中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、平成十二年二月。
- (6) 岡田登「瀧原宮・瀧原並宮」『大宮町史』歴史編、昭和六十二年三月。『日本三代実録』貞観九年八月二日の同記事では勅により宮号を称すると共に月次祭に与り、内人一人

が置かれている。瀧原並宮もこの時期以降に専属の奉仕者が置かれたと想定されるが、月次祭に与る措置は取られず、朝廷による国家祭祀においては、並宮は班幣の對象社と認識されていなかったと想定される。

(7) 『鎌倉遺文』古文書編第十四卷、東京堂出版、昭和五十三年二月。

(8) 『延喜伊勢大神宮式』の伊佐奈弥社のみ『延喜神名式』には見えない。また、『延喜神名式』に見える川原坐国生神社は『延喜伊勢大神宮式』には見えないが『神名秘書』、『類聚神祇本源』は度会宮所撰十六座のうちの高河原社のこととしている。

(9) 拙稿・註二前掲。

(10) 註四校訂本の底本では「糸一絢」を「綿一屯」としているが、鎌倉末期から南北朝初期の書写とされる神宮文庫第一門七二四号は「糸一絢」としており、「屯」は「絢」の誤写であり、「糸」を「綿」に改定したのは速断とする神道大系本（神宮編一、昭和五十四年三月）の校注に従った。

(11) 『皇太神宮年中行事』九月十七日条「如_二伝言_一者一疋太神宮御料、一疋荒祭、一疋月読宮御料敷云々。」

(12) この時に月読神の「荒御玉命」と「伊佐奈伎命・伊佐奈弥命」を官社に入れ、度会郡神宮寺を飯高郡度瀬の山房に移している。

(13) 『西宮記』九月十一日奉幣条の「左右馬寮」の頭注に「整（鞍カ）具置神馬二疋奉_二内外宮_一」とあり、『江家次第』例幣次第条に「次神馬事、（四疋左右各二疋 二疋置_レ鞍 一疋不_レ置_レ之）」とあって内宮（大神宮）・外宮（度会宮）は神馬と共に鞍具が奉献されていたことを確認できる。

(14) 史料⑤に明記された他の祭料うち「籠頭料布一端一丈四尺」は史料①に「大神宮、度会宮各加_二馬一疋、（籠頭料庸布一段）」とあるように奉献される馬の緒に用いたものである。「絶三疋」は大神宮・度会宮・荒祭宮への幣帛であろうか（馬四疋が大神宮・度会宮・荒祭宮・月読宮へ奉献されるのならば、その四宮から月読宮を引いた三宮か）。「倭文一端一丈」と「席一枚」は幣の装飾や運搬・奉安などに関係する物品であろうか。

(15) 奉幣祭と御饌祭の財源の相違については大関邦男「古代伊勢神宮の財政構造」『國

史學』第一二八号、平成元年五月。

(16) 『延喜伊勢大神宮式』大神宮神嘗祭条には根倉物忌の神酒が見えるが、これは内宮神嘗祭に外宮所属の根倉物忌の神酒が供えられるという特殊な事例のためであろう。

(17) この点は、『延喜四時祭式』に神今食・新嘗祭の神饌が規定されていないこと（『延喜内膳司式』神今食条に神饌の規定がある）、また神今食・新嘗祭・大嘗祭における天皇の所作が『延喜式』や『儀式』に規定されていないこと（『伏見院宸記』などに記される）と共通する要素がある。

(18) 荒木田経雅「二月例 十二日年祈幣帛進奉時行事」『大神宮儀式解 後篇』、吉川弘文館、平成十八年七月。

(19) 『続日本紀』宝龜三年八月甲寅に「荒御玉命」と「伊佐奈伎命・伊佐奈弥命」を官社に入れている。『皇太神宮儀式帳』管神宮肆院行事条には、「月読宮一院」に正殿が四区あり、それぞれ「伊弉諾尊」、「伊弉册尊」、「月読命」、「荒魂」が祀られていた。このうち「月読命」以外は宝龜三年八月に初めて官社となったわけで、「月読命」は宝龜三年より前から官社であったと考えられる。

(20) なお、史料⑦には「所管神社二十五所」とあるが、『延喜大神宮式』諸社条には内宮の所管社は二十四座とある。この社数の違いは、『延喜伊勢大神宮式』では瀧祭神社を含めていないためである。『皇太神宮儀式帳』「管度会郡神社行事」では瀧祭神社を「無_二御殿_一」とし、また「官帳社二十五処」のうちに含めている。しかし『延喜神名式』には瀧祭神社は見えず、官社には含まれていない。これは御殿が存在しない瀧祭神社を、朝廷側は官社とは認知していなかったため、式と儀式帳で矛盾が発生したのであろう。また、『皇太神宮儀式帳』「管度会郡神社行事」に見える久麻良神社・宇治山田神社・堅田神社は『延喜大神宮式』諸社条には見えず、代わりに朽羅社・伊佐奈弥社・大国玉比売社が見えている。

(21) なお、『延喜式』における六月月次祭の規定だが、『延喜伊勢大神宮式』六月月次祭条では、度会宮の祭祀において祝詞が奏上された後、「訖物忌、内人等昇_二幣帛案_一、入奉_レ置_二瑞垣内財殿_一」と幣帛を財殿（東宝殿と想定）に奉納する記述が明記されているのに対し、その後の多賀宮（高宮）への参向では「即使_二及宮司以下、向_二多賀宮_一、（肅

王不_レ向_一、再_二拜_一兩段、拍_二短手_一兩段、退_二就_一解_二斎_一殿給_二酒食_一」（本条末尾に「拜_二荒祭_一宮_二同_一多_二賀_一宮_二」の割注）として拜礼のことしか記していない。延喜の制で多賀宮（高宮）への官幣が奉納されていなかったとは考えられず、幣帛奉納儀は在地奉仕者の所作であって使・大神宮司は関わらないため、その次第は記述しなかったのだろう。また、右に引用した『延喜伊勢大神宮式』六月月次祭条での多賀宮拜礼の記述は、史料⑧『止由氣宮儀式帳』二月例とはほぼ一致しており、『止由氣宮儀式帳』でも高宮への奉納儀はただその記述がなかっただけで、実際には禰宜以下により幣帛が奉納されていたのだろう。二月祈年祭では度会宮への祭儀の後、朝使・大神宮司は直会后直ちに内宮へ参らなければならないため、儀式帳の記述から高宮への奉納儀が省かれたのだろうか。

(22) ただし、史料⑨『止由氣宮儀式帳』二月例には「鉄一_レ廷」が見える。二月最初の子日に行われる「御田種下始行事」の山口祭に「鉄人形」が用いられており、所管社の祈年祭にも同様の祭祀が行われたのだろうか。

(23) 藤森馨「伊勢神宮祈年祭と御田種時下始行事」『古代の天皇祭祀と神宮祭祀』吉川弘文館、平成二十九年十二月（初出は平成二十二年）、拙稿「古代祈年祭の祭祀構造」（註一前掲書所収、初出は平成二十九年）。

(24) 拙稿・註一前掲。

(25) 藤森馨「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造―」（註二十三前掲書所収、初出は平成二年）、木村大樹・註一前掲。

(26) 藤森馨「古代の伊勢神宮祭祀」（註二十三前掲書所収、初出は平成二十五年）。

(27) 荒木田経雅は、月読宮の朝御饌・夕御饌は大神宮の御饌と同日の十六夕・十七日朝ではなく、延暦の頃は十八日夕・十九日朝に供進されていたと想定する（六月例十九日月読宮祭行事）（註十八前掲書所収）。『皇太神宮儀式帳』の記述通りに読めば、荒祭宮以外の別宮の御饌は大神宮三節祭の後、禰宜が別宮に参向する日程に合わせて供進されていたと理解するのが妥当であろう。

(28) 所功・註五前掲論考。

(29) 岡田登・註五前掲論考（岡田氏は追記の可能性も否定しない）。

(30) 儀式帳の記主は伊雑宮月次祭を記す時に、朝廷側では伊雑宮の月次幣帛が用意されないことを理解せず、他の別宮と同じく朝廷幣帛が伊雑宮にも奉獻されるものとして記述したのかもしれない。少なくとも、朝廷側の認識と神宮側の認識において齟齬が生じていた一事例と考えるのが妥当だろう。

(31) 二月では二十五社へ班幣がなされており、九月では二十四社とあるため、瀧祭神社が九月では対象社ではなかった。二月には三節祭のような祭祀は営まれておらず、九月は神嘗祭で瀧祭神社への御饌と直会儀礼がなされているため、九月では重ねて瀧祭神社への班幣は行わなかったのだろう。

(32) 荒木田経雅「九月例 廿七日班管神社廿四処料」（註十八前掲書所収）。

(33) 二月では所管社十六社以外に「宮廻神二百余前」「御井二所神」「御田神」「所所小社九処神」にも班幣がなされているが、九月では「所所小社九処」が「処処枝神」に変わっており、「御井二所神」は九月に見えない。

（しおかわ てつろう・皇學館大学研究開発推進センター助教）

A study about the consecration of the offerings of the Imperial Court to *Betsu-gū*

SHIOKAWA Tetsuro

There were 7 *Betsu-gū* (superior affiliated *jinja* which was revered next to the main sanctuaries of *Naikū* and *Gekū*) in Engi era, and as same as *Sho-gū* (*Daijingū* and *Watarraigū*), Imperial Court had offered *Heihaku* (offerings of various materials, especially, cloths) to these *Betsu-gū* in the *Kinén-sai* (ritual for a good crop), *Tsukinami-sai* (ritual held in June and December), and *Niinamé-sai* (the harvest ritual), which were regulated in *Engi-shiki* (the ancient codes in Engi era).

According to *Engi-shiki* and *Enryaku-gishikichō* (the most ancient ceremonies in *Isé-Jingū*), the offerings to *Sho-gū* and *Betsu-gū* were brought by the envoy from the Imperial Court, and before the ritual in *Sho-gū*, the offerings to *Betsu-gū* were set aside for the moment, and after that, the offerings to *Sho-gū* were dedicated with attendance of the envoy, on the other hand, the offerings to *Betsu-gū* were dedicated by *Négi* (the top priest of *Isé-Jingū*).

Also, in *Kinén-sai* and *Kannamé-sai* (the harvest ritual in *Isé-Jingū*), *Négi* dedicated the offerings of *Dai-jingūshi* (the government office of *Isé-Jingū*) to the competent *jinja* of *Isé-Jingū*. It's presumed that *Kannamé-sai* had been positioned as same as *Niinamé-sai* which the emperor held in the Imperial Court.

While those rituals were the rites by the Imperial Court, *Miké* festival (offering foods and sake for deities) were carried out by priests and servants of *Isé* in another ritual construction. In *Tsukinami-sai* and *Kannamé-sai*, also *Betsu-gū* had been offered *Asa-miké* and *Yū-miké* (offering foods and sake for deities at midnight and early morning) that were the rites accessed customs before the establishment of *Dai-jingūshi*, which were evidence that *Betsu-gū* had been treated next to *Sho-gū*.

